

「みんなでやっちょるよ！G7宮崎農業大臣会合県民参加プロジェクト応援事業」
補助金交付要綱

令和4年12月7日
G7宮崎農業大臣会合
協力推進協議会

(趣旨)

第1条 この要綱は、G7宮崎農業大臣会合（以下「会合」という。）の開催に向け、G7宮崎農業大臣会合協力推進協議会（以下「協議会」という。）が、宮崎県民（以下「県民」という。）が自ら企画した事業を支援することにより、県民に向けた会合開催の周知、県民の参加機会の創出及び国際理解の向上による機運醸成を図ることを目的に交付する補助金（以下「補助金」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象とする事業は、次の要件を満たす事業とする。

- (1) 第9条に定める交付決定の日から令和5年4月23日までに行われる事業
- (2) 事業名に「G7宮崎農業大臣会合（県民応援）」等を含み、会合の開催周知が図られる事業
- (3) 「食」、「農業」、「G7」をテーマに行い、県民の参加機会の創出及び国際理解の向上による会合の機運醸成が効果的に図られる事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付対象とはしない。

- (1) 公序良俗に反するなど、社会的に非難を受ける恐れのある事業
- (2) 宗教的活動、政治的活動及びこれらに類する事業
- (3) 宮崎県又は宮崎市から他の補助金等の交付を受けて実施する事業
- (4) 事業の主たる効果が県外で生じるもの
- (5) その他、G7宮崎農業大臣会合協力推進協議会会長（以下「会長」という。）が適当でないと認める事業

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する宮崎県内に活動拠点（本支店、営業所等）を有する団体であること。
 - ア 法人格を有する団体
 - イ 複数の企業体で構成された団体
 - ウ その他、対象事業を実施できる見込みのある団体として会長が認める団体
- (2) 組織として規約の定めがあること。
- (3) 代表者及び所在地が明らかなこと。
- (4) 一定の活動実績があり、会計経理が明確であること。
- (5) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する

る法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(6) 宗教的活動や政治的活動を行うことを目的としたものでないこと。

(7) その他補助が適当でないとい会長が認める者でないこと。

（補助対象経費及び補助率）

第4条 補助金の補助対象経費、補助対象外経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 補助対象経費に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

（申請書に添付すべき書類）

第6条 事業の補助を受けようとする者は、会長が別に定める期間内に次の各号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

(1) 交付申請書（別記様式第1号）

(2) 事業計画書（別記様式第2号）

(3) 収支予算書（別記様式第3号）

(4) 団体の概要調書（別記様式第4号）

(5) 団体の規約、構成員名簿

(6) 決算書等の財務状況が分かる書類（直近1年分）

(7) 第3条第5号に係る誓約書（別記様式第5号）

(8) その他会長が必要と認める書類

2 補助金の申請は一申請事業者につき一事業とし、複数の事業を申請することはできない。

（交付の条件）

第7条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 関係法令等を遵守すること。

(2) 事業内容の変更（第12条に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ会長の承認を受けること。

(3) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ会長の承認を受けること。

(4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間

保管しておくこと。

(5) 事業に係る経理は、他の経理と区分して行うこと。

(6) その他この要綱の定めに従うこと。

2 前項各号に掲げるもののほか、会長は、補助金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、交付決定に条件を付することができる。

(審査方法及び審査委員会)

第8条 交付決定にかかる審査は、審査委員会において行うものとする。

2 審査委員会は、次の各号に掲げる基準により事業の効果を総合的に審査し、交付決定事業を決定する。

(1) 「食」、「農業」、「G7」のテーマが県民に伝わること。

(2) 会合の開催周知が図られること。

(3) 県民の参加機会の創出による会合の機運醸成が図られること。

(4) 県民の国際理解の向上による会合の機運醸成が図られること。

(5) 事業実施体制が明らかであること。

3 交付決定事業の決定については、原則書類審査とし、必要に応じて、申請者に対しヒアリング等を実施するものとする。

4 前各項に掲げるもののほか、審査委員会の組織、運営等については、別に定めるものとする。

(交付決定)

第9条 会長は、前条の規定による審査の結果に基づき交付決定を行い、交付決定通知書（別記様式第6号）により申請事業者に通知するものとする。ただし、審査の結果、不交付となった事業については、不交付決定通知書（別記様式第7号）により申請事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 前条の規定による交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日以内にその旨を記載した書面を会長に提出しなければならない。

(補助対象事業の変更等)

第11条 補助事業者は、第7条第1項第2号又は第3号の規定により会長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ事業変更等承認申請書（別記様式第8号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項に規定する承認申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、その旨を事業変更等承認・変更交付決定通知書（別記様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金額の変更で、交付決定額から増額の変更は認めない。

3 会長は、事業内容の変更等により、交付要件を欠くと認めたときは、交付決定を取り消すことができる。

(軽微な変更の範囲)

第12条 第7条第1項第2号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 補助金額又は補助対象経費の額若しくは内訳の変更で、交付決定額に増額の変更が生じないものであること。
- (2) 事業内容や予定期間等の細部を変更するもので、事業内容等に実質的な変更が生じないものであること。

(補助金の交付方法)

第13条 この補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和5年5月19日のいずれか早い日までに、その実績について、次の各号に掲げる書類及び添付書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(別記様式第10号)
- (2) 事業報告書(別記様式第11号)
- (3) 収支決算書(別記様式第12号)
- (4) 領収書又は支払ったことを証する書類の写し(使途を明記したものに限る。)
- (5) 事業の実施状況がわかる写真(実施風景)及び成果物
- (6) その他会長が必要と認める書類

2 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第15条 会長は、前条第1項に規定する実績報告書等の提出を受けたときは、その内容を審査し、その内容が適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(別記様式第13号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、会長が定める日までに、補助金交付請求書(別記様式第14号)にその他会長が必要と認める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

3 会長は、前項の規定による請求書を受理したときは、当該内容を審査し、その内容が適当であると認めるときは、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を変更若しくは取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱に違反したとき

- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき
- (3) 補助対象事業に関し、会長に対して虚偽の内容の申請又は報告を行ったとき。
- (4) 事業の中止又は廃止をしたとき。

(補助金の返還)

第17条 会長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業のうち、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(事業計画等の公開)

第18条 補助事業者は、補助金の交付を受けた補助事業に係る事業計画から実績報告までに至る情報（個人情報及び法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に係る部分は除く。）について、会長が協議会、宮崎県及び宮崎市ホームページ、パンフレットその他これらに類する媒体により公開することについて了解するものとする。

(書類の提出部数等)

第19条 この要綱の規定により会長に提出する書類の部数は、それぞれ7部（正本1部、副本6部）とし、その様式は、別記に定めるところによる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年12月7日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助対象外経費	補助率	補助限度額
<p>以下の事業実施に直接かかる経費で、かつ、交付決定後にかかる経費に限る。</p> <p>①謝金 ②消耗品・材料購入費 ③印刷製本費 ④広告宣伝費 ⑤使用料 ⑥委託費（実施事業の大部分を委託する場合は対象外とする。） ⑦その他会長が必要と認める経費</p>	<p>①団体の維持管理経費 ②事業に直接関係のない経常的な活動経費 ③飲食費 ④構成員の人件費 ⑤備品購入費（パソコン、車両等の汎用性があり、事業終了後においても長期にわたり使用できる物品の経費） ⑥消費税額及び地方消費税額 ⑦その他会長が補助対象として適当ではないと認める経費</p>	<p>1 / 2 以内</p>	<p>1事業当たり 100万円</p>